

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正について

平成19年3月2日
厚生労働省老健局老人保健課

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行前において病床転換による療養型病床群として設備基準に係る食堂及び浴室等に係る特例措置の対象とされてきた病床を有する介護療養型医療施設において、平成19年3月で特例措置が終了することに伴い、病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）及び診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）を廃止することとしています。つきましては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正（別紙）について、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正に関する意見」と明記してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス： ryouyougensan@mhlw.go.jp（テキスト形式）

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号： 03-3595-4010

厚生労働省老健局老人保健課あて

○ 郵送の場合

〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局老人保健課あて

2 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所・年齢・職業を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください。お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

3 意見提出の締め切り日

平成19年3月31日（必着）

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行														
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費 (1)～(4) （略）</p> <p>注</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 病院療養病床療養環境減算（Ⅰ）</td> <td style="text-align: right;">25単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）</td> <td style="text-align: right;">85単位</td> </tr> </table> <p>5～10 （略）</p> <p>(5)～(8) （略）</p> <p>ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費 (1)～(3) （略）</p> <p>注</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、1日につき<u>60単位</u>を所定単位数から減算する。</p> <p>5～8 （略）</p> <p>(4)～(7) （略）</p>	イ 病院療養病床療養環境減算（Ⅰ）	25単位	ロ 病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）	85単位	<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 短期入所療養介護費</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費 (1)～(4) （略）</p> <p>注</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 病院療養病床療養環境減算（Ⅰ）</td> <td style="text-align: right;">25単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）</td> <td style="text-align: right;">85単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）</td> <td style="text-align: right;">115単位</td> </tr> </table> <p>5～10 （略）</p> <p>(5)～(8) （略）</p> <p>ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費 (1)～(3) （略）</p> <p>注</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、<u>当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数</u>を所定単位数から減算する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 診療所療養病床療養環境減算（Ⅰ）</td> <td style="text-align: right;">60単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）</td> <td style="text-align: right;">100単位</td> </tr> </table> <p>5～8 （略）</p> <p>(4)～(7) （略）</p>	イ 病院療養病床療養環境減算（Ⅰ）	25単位	ロ 病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）	85単位	ハ 病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）	115単位	イ 診療所療養病床療養環境減算（Ⅰ）	60単位	ロ 診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）	100単位
イ 病院療養病床療養環境減算（Ⅰ）	25単位														
ロ 病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）	85単位														
イ 病院療養病床療養環境減算（Ⅰ）	25単位														
ロ 病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）	85単位														
ハ 病院療養病床療養環境減算（Ⅲ）	115単位														
イ 診療所療養病床療養環境減算（Ⅰ）	60単位														
ロ 診療所療養病床療養環境減算（Ⅱ）	100単位														

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行														
<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 介護療養施設サービス</p> <p>イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス (1)～(3) （略）</p> <p>注</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。</p> <table border="0" data-bbox="324 750 1120 821"> <tr> <td>イ 病院療養病床療養環境減算(I)</td> <td>25単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 病院療養病床療養環境減算(II)</td> <td>85単位</td> </tr> </table> <p>5～11 （略）</p> <p>(4)～(12) （略）</p> <p>ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス (1)・(2) （略）</p> <p>注</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、1日につき<u>60単位</u>を所定単位数から減算する。</p> <p>5～8 （略）</p> <p>(3)～(11) （略）</p>	イ 病院療養病床療養環境減算(I)	25単位	ロ 病院療養病床療養環境減算(II)	85単位	<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 介護療養施設サービス</p> <p>イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス (1)～(3) （略）</p> <p>注</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。</p> <table border="0" data-bbox="1265 750 2072 853"> <tr> <td>イ 病院療養病床療養環境減算(I)</td> <td>25単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 病院療養病床療養環境減算(II)</td> <td>85単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 病院療養病床療養環境減算(III)</td> <td>115単位</td> </tr> </table> <p>5～11 （略）</p> <p>(4)～(12) （略）</p> <p>ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス (1)・(2) （略）</p> <p>注</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、当該施設基準に掲げる<u>区分に従い</u>、1日につき<u>次に掲げる単位数</u>を所定単位数から減算する。</p> <table border="0" data-bbox="1265 1236 2072 1308"> <tr> <td>イ 診療所療養病床療養環境減算(I)</td> <td>60単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 診療所療養病床療養環境減算(II)</td> <td>100単位</td> </tr> </table> <p>5～8 （略）</p> <p>(3)～(11) （略）</p>	イ 病院療養病床療養環境減算(I)	25単位	ロ 病院療養病床療養環境減算(II)	85単位	ハ 病院療養病床療養環境減算(III)	115単位	イ 診療所療養病床療養環境減算(I)	60単位	ロ 診療所療養病床療養環境減算(II)	100単位
イ 病院療養病床療養環境減算(I)	25単位														
ロ 病院療養病床療養環境減算(II)	85単位														
イ 病院療養病床療養環境減算(I)	25単位														
ロ 病院療養病床療養環境減算(II)	85単位														
ハ 病院療養病床療養環境減算(III)	115単位														
イ 診療所療養病床療養環境減算(I)	60単位														
ロ 診療所療養病床療養環境減算(II)	100単位														

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～8（略） 9 介護予防短期入所療養介護費 イ（略） ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費 (1)～(3)（略） 注 1・2（略） 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。 イ 病院療養病床療養環境減算(I) 25単位 ロ 病院療養病床療養環境減算(II) 85単位 4～9（略） (4)～(6)（略） ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費 (1)・(2)（略） 注 1・2（略） 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、1日につき<u>60単位</u>を所定単位数から減算する。 4～7（略）</p>	<p>別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 1～8（略） 9 介護予防短期入所療養介護費 イ（略） ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費 (1)～(3)（略） 注 1・2（略） 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。 イ 病院療養病床療養環境減算(I) 25単位 ロ 病院療養病床療養環境減算(II) 85単位 ハ 病院療養病床療養環境減算(III) 115単位 4～9（略） (4)～(6)（略） ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費 (1)・(2)（略） 注 1・2（略） 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、<u>当該基準</u>に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。 イ <u>診療所療養病床療養環境減算(I)</u> 60単位 ロ <u>診療所療養病床療養環境減算(II)</u> 100単位 4～7（略）</p>

(3)~(5) (略)

(3)~(5) (略)